(4)　(略)	(3)　(略) (新設)
(5)　大株主の状況 当四半期会計期間が第２四半期会計期間（７月１日から９月30日までの期間をいう。）である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。	
(6)・(7)　(略)	(4)・(5)　(略)

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

（電子情報処理組織の使用による情報の提供に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（以下「新命令」という。）第二十七条第四項の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定複合観光施設区域整備法第二十八条第十四項の措置を講ずる場合について適用し、施行日前に同項の措置を講じている場合については、なお従前の例による。

（勘定科目に関する経過措置）

第三条　新命令別表第一の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る連結財務諸表及び四半期連結財務諸表については、なお従前の例による。

（財務報告書に関する経過措置）

第四条　第一条の規定による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令別記第三十二号様式の規定は、令和六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務報告書について適用する。

２　新命令別記第三十二号様式の規定は、令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る財務報告書については、なお従前の例による。

（四半期報告書に関する経過措置）

第五条　第二条の規定（特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令別記第三十五号様式の改正規定（「業営上の重要な契約等」を「重要な契約等」に改める部分を除く。）に限る。）による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令別記第三十五号様式の規定は、令和六年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

２　第二条の規定（特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令別記第三十五号様式の改正規定（「業営上の重要な契約等」を「重要な契約等」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令別記第三十五号様式の規定は、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

○総務省令第二十二号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（休業補償又は予後補償を行わない場合） **第二十六条の三**　法第二十八条ただし書及び令第六条第三項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一　略］ 二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合	（休業補償又は予後補償を行わない場合） **第二十六条の三**　［同上］ ［一　同上］ 二　少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合